

越前おおの中心市街地活性化協議会設立趣意書

国においては、平成18年度に、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、「新中心市街地活性化法」の制定及び「都市計画法」等の改正を行い、「大規模小売店舗立地法」とあわせた、いわゆる「まちづくり3法」の新たな制度を構築しました。

大野市当局においても、この「まちづくり3法」を最大限に活用して、中心市街地に賑わいを呼び戻すことを重要施策の一つと位置付けて、昨年11月に、市内の関係団体・機関、住民代表等を構成員とする「大野市中心市街地活性化検討委員会」を設置し、様々な角度から議論を重ね、本市におけるまちづくりの方向性、具体的対策等についての提言が提出されたところでもあります。

市当局では、この提言を受け、本年4月に「中心市街地活性化推進本部」を設置し庁内推進体制を整え、本年中に国の認定を受けるべく「越前おおの中心市街地活性化基本計画」(以下「基本計画」という。)の策定を進めているところであります。

国の認定を受けるためには、地域住民、事業者、行政等が一体となって具体的な事業を推進するとともに、その実効性及び実現性が求められていることから、基本計画の策定に当たっては、幅広い意見を反映させるため、法が設置を義務づけている「中心市街地活性化協議会」で活発な議論を交わしていくことが重要であります。

こうしたことから、民の力を結集し、中心市街地活性化の一翼を担うべく、これまで大野商工会議所が中心となって、「越前おおの中心市街地活性化協議会」(以下「協議会」という。)の設立に向けて準備を進めてきたところであり、今般、関係者間の協議が整い、今月末に設立の運びとなったものであります。

この協議会は、基本計画に対する意見具申はもとより、中心市街地の活性化対策の実施に当たり、地域住民、事業者、行政等の多様な主体が参画し、活発な議論を交わしつつ、それぞれが相互連携し、主体的に取り組むという機能を併せ持つものであり、言わば、中心市街地活性化対策の舵取りの役割を担うものであります。

これからのまちづくりは、行政にすべて任せるとはならず、地域住民、事業者、行政等それぞれの役割分担を明確にした上で、それぞれが主体的、積極的に取り組むことが重要であり、そのことが地域産業に相乗効果や波及効果をもたらす、地域全体の活性化に繋がるものと考えられます。そうした意味においても、協議会は正にその中核を成すものであります。

各位におかれましては、協議会設立の趣旨、協議会の役割等を十分ご理解いただき、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

越前おおの中心市街地活性化協議会準備会
委員長 大野商工会議所
会頭 黒原孝雄